

民事法律扶助の援助要件

民事法律扶助による無料法律相談を受けるためには、次の要件を満たしていることが必要です。

1、「資力に乏しい」こと

申込者が資力基準に定める資力に乏しいことが条件となります。具体的には、下表のとおりです。

		資力基準	家賃・住宅ローンの扱い	合計
単身者	基準（a）	182,000 以下	41,000 円まで加算	223,000 円以下
	大都市基準（b）	200,000 以下		241,000 円以下
2人家族	基準（a）	251,000 以下	53,000 円まで加算	304,000 円以下
	大都市基準（b）	276,000 以下		329,000 円以下
3人家族	基準（a）	272,000 以下	66,000 円まで加算	338,000 円以下
	大都市基準（b）	299,000 以下		365,000 円以下
4人家族	基準（a）	299,000 以下	71,000 円まで加算	370,000 円以下
	大都市基準（b）	328,000 以下		399,000 円以下
5人家族	基準（a）	329,000 以下	71,000 円まで加算	400,000 円以下
	大都市基準（b）	361,000 以下		432,000 円以下

以下家族 1 名増加する毎に基準額に 30,000 円を加算します。

大都市基準は、基準（a）の 10%加算額です。

基準（a）の適用地は、河内長野・泉佐野・大阪狭山・柏原・泉南・富田林・阪南・羽曳野の各市、泉南・豊能・三島・南河内の各郡です（それ以外は大都市基準です）。

金額は手取りの額を指します。

申込者又はその配偶者が不動産その他の資産を有するときは、有資力者とみなします（但し、次の場合は除きます）。

資産が係争物件であるとき

生活のために必要な住宅及び農地

配偶者が当該紛争の相手方であるとき

医療費、教育費、職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるとき

300 万円を超える処分可能な預貯金のある場合は、原則として扶助できません。

なお、法律相談だけでなく代理援助（弁護士費用の立替）等を受ける場合には、上記 1 に加えて次の要件を満たしていることが必要となります。

2、「勝訴の見込みがないとはいえない」こと

勝訴、調停、和解による解決が見込まれる場合をはじめ、代理人を依頼することが申込者の利益となることが期待できる場合に援助決定（費用立替）ができます。

3、「法律扶助の趣旨に適する」こと

法律扶助の趣旨とは、国民が利用しやすい司法制度の実現に資することを目的とするこの制度の趣旨に照らした、援助の妥当性のことです。援助を受ける目的が正当と認められない場合などには、援助はされません。